

7.11 共謀罪コンメンタール出版記念集会

反対運動で勝ち取った、市民に適用できない共謀罪の解釈

山田大輔

1 自己紹介、反対運動と共謀罪の解釈

2 共謀罪の条文

(1) 条文の曖昧さ

(2) 政府解釈の意味

共謀罪の条文（番号は山田が付した）

（定義）

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）により反復して行われるものをいう。

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）**第六条の二** 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の②組織的犯罪集団（①団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の③団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

第2項 略

【要件】

①団体のうち、組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為を実行する組織により行われる犯罪の計画であること ②計画の後、準備行為が行われたこと

3 市民への適用が懸念された場面

例えば、次のような市民の活動に、共謀罪が適用される危険性はないか。

……共謀罪を口実に、搜索・差押、逮捕などを行い、活動を委縮させる、情報を取得するなど。

- (1) 沖縄の基地建設反対、ダム建設反対、マンション建設反対や、政権を批判するデモや座り込みに、共謀罪を適用できないか（組織的な威力業務妨害罪）
- (2) コーラスサークルやオーケストラサークルなどが、楽譜をコピーして使ったり、有名なキャラクターなどを無断で使って広告を作ったりした（著作権法違反）。
- (3) 冤罪を主張している被疑者、被告人に対し、弁護人や親族、支援団体が、被告人に有利な証人を見つけ出し、証言をしてもらう過程で、一緒に食事をして飲食費等を支出する行為（証人等買収罪）

4 政府が行った解釈の通りに運用されれば、市民に共謀罪を適用することはできないこと（以下、ページ数は、本書のページ数を示す。具体的な検討は94頁以下）

(1) 団体

- ア 「多数人の継続的結合体」「組織」…2人や3人では団体ではない 19頁
- イ 構成員、集合体とは別個独立した社会的存在 18頁、45頁、46頁
- ウ 「組織要件」…「指揮命令」「任務分担」（サークルは満たさない） 24頁

(2) 組織的犯罪集団

- ア 結合関係の基礎としての共同の目的（結合体の構成員が共通して有し、その達成または保持のために構成員が結合している目的）が一定の犯罪である集団 26頁。

- イ 必ずその犯罪手段を用いなければ、その団体から離れるという目的 28頁
- イ この目的は継続的な目的でなければならないこと 27頁
- ウ 犯罪目的以外の団体が、犯罪目的に一変したと認められる場合 38頁
⇒組織の目的を変える内部的な行為+犯罪を反復継続するようになったこと
- エ 違法性を認識していること 42頁

(3) 計画

犯罪行為の計画が、組織的犯罪集団の意思決定に基づき、効果、利益が組織的犯罪集団に帰属する犯罪行為であること 56頁

以上